

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京担当部会)

令和3年3月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000520号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000055号

## 第1 結論

平成4年\*月及び同年\*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年\*月及び同年\*月

私の父は、私が就職するまでの国民年金保険料を私に代わって納付していた。父が私の保険料の納付を始めてから3か月目と4か月目の2か月分だけ未納というのは考えづらいことである。父も請求期間の保険料を納付したと言っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿の請求者氏名に係る国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)の払出日(平成4年\*月\*日)及びオンライン記録における請求者の国民年金第1号被保険者の資格取得日(平成3年\*月\*日)に係る入力処理日(平成4年\*月\*日)から、平成4年\*月頃に行われたと推認できることから、請求期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、請求期間は2か月と短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、国民年金加入期間において、請求期間を除き、国民年金保険料は全て納付済みである。

さらに、請求者に係る改製原戸籍の附票の写しによると、請求者は、請求期間の前後を通じて住所変更をしていないことが確認できる上、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親の勤務先等に変更はないなど、世帯の生活状況に大きな変化はみられないことから、請求期間の2か月分の国民年金保険料について、納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000514号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000054号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和58年3月まで

私は20歳になった昭和55年\*月に、親の勤めで国民年金の加入手続をA市役所で行った。国民年金保険料は、最初は5,220円を何か月分かまとめて納付し、途中から、一年まとめて納付すれば保険料が少し安くなるので一年分をまとめて納付しており、加入当初は、B信用金庫(当時)で納付し、その後は口座振替を利用して納付してきた。

請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年\*月にA市役所で国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、請求者に係る国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が記載された国民年金手帳記号番号払出簿の払出日は昭和58年5月4日であり、請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月が昭和58年4月であることから、請求者は昭和58年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金番号が払い出されたものと推認でき、請求者が記憶する加入手続時期と符合しない。

また、請求者が国民年金の加入手続を行った昭和58年4月時点において、請求期間のうち昭和55年\*月及び同年\*月の国民年金保険料は時効により納付できず、昭和56年1月以降の保険料は過年度納付が可能であるものの、請求者はこれまでに遡って国民年金保険料を納付したことがあったかは覚えていない旨回答している。

さらに、請求者は、「最初は5,220円を何か月分かまとめて国民年金保険料を納付したことを記憶している。」と回答しているが、5,220円は昭和57年度の月額保険料であり、請求期間の始期である昭和55年度の月額保険料(3,770円)と相違する。

加えて、請求者はこれまで交付された年金手帳は1冊のみと回答しており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者

に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできないことから、請求者に対して上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されたとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000310号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000140号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月28日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

私が当該事業所に勤務していた昭和53年5月から昭和54年4月までの期間の全ての給与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年5月1日、資格喪失年月日は昭和54年4月28日と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る昭和53年5月分から昭和54年4月分の給与明細書によると、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料1万4,560円が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は昭和54年4月27日と記録されており、同社から提出された「事業所開設届出事項中一部変更届」(控(写し))において、請求者の氏名及び退職年月日が確認できるところ、当該退職年月日は同年4月27日と記載されており、事業主も請求者の在籍期間は同年4月27日までである旨回答していることから、請求者の請求期間に係る在籍を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。